

市民法学における社会認識のための一考察

小林正士

- 1 本稿の課題
- 2 近代法における「私的所有権」・「契約」・「人格」の三つの基礎カテゴリーの関連について
 - (1) 近代法の歴史貫通的なあり方
 - (2) 近代法における所有権の自由と契約の自由との関係について
- 3 近代法の基礎・土台として展開する市民社会（商品交換社会）の構造—所有権と契約の基層に展開するもの
 - (1) 市民社会における商品流通と貨幣流通との関連について
 - (2) 市民社会における商品流通と貨幣流通の形態運動の内実について
- 4 近代法の構造と「労働と所有の分離」の再生産構造との関連について
 - (1) 市民法と資本制社会
 - (i) 市民法と剩余価値論の転回との関連について
 - (ii) 市民法と資本蓄積論の転回との関連について
 - (2) 近代法における資本の法的保護構造について—川島武宜『所有権法の理論』に即して
- 5 結びに

1 本稿の課題

近年、特に聞かれるようになった言葉の一つに、「希望」という言葉が挙げられるであろう。「希望学」という新たな研究も始まっている。そこで私が注目したいのは、「希望」というものが「他者との関係」に左右されないと指摘されている点である。⁽²⁾つまり、そこでは、他者との関係性を喪失した孤立的な個人が問題になっている。玄田有史氏は、「希望を失っている

人々で危惧されるべきは、経済問題だけではなく、友人など他人とのつながりを欠くことで、自己の社会的存在意義を見失いつつある人々かもしれない」と述べている。⁽³⁾

孤立した個人、他者とのつながりの希薄化の意識。こうした社会の現状を前にした時、そこには法律学を学ぶ者にとっても見逃せない問題が潜んでいるように私には思われる。この点、川島武宜氏は、近代法意識の本質は「主体性の意識」⁽⁴⁾であると述べ、その内容は次のようなものであると述べている。「第一に、人が、自らの人間としての価値を自覚し、自らを独立の価値ある存在として意識すること、自らを何びとにも従属せぬ独立の存在者として意識すること、であるが、第二に、かのような意識は同時に社会的規模において、『社会的』に存在し、万人が互いに他をもこのような主体者として意識し、その主体性を尊重する、ということである」。ここで強調すべき点は、この二つの意識が互いに内的に関連しているということである。つまり、それは「他者の権利を承認・尊重する意識によって、自分の権利の確立が媒介されているということ」であり、同時に「自らの固有の権利の確立によって、他者の権利の承認・尊重が媒介されているということ」の意識である。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

このように、川島氏による近代法意識の本質についての指摘を踏まえながら、他方で現代に目を転じてみると、私には危惧されることがある。即ち、現実社会において、「個人の孤立・他者とのつながりの希薄化」の意識が生じる結果、他者の主体性の承認の意識も希薄になり、つまり、自己は他者・社会において支えられて存在しているという意識が希薄になり、その結果、自らの権利の土台をも不安定にしてしまうのではないかという危惧である。また、先の川島氏の指摘は、「公」と「私」の意識とも関連する事柄であるとしている。川島氏によれば、近代的な『公』の意識は、本質においては他者の主体性の尊重ということと同じであり、だからまた『公』の意識は『私』の意識の確立なくしてはあり得ず、かつ『私』の意識の確立そのものである⁽⁷⁾と述べている。従って、『公』の利益の尊重、『公』の所有の尊重などは、究極において個人的権利の意識と矛盾するどころか、むしろかえっ

てこれを前提とし条件としているのである⁽⁸⁾。ここでは「公」の意識というものが、自己にとって疎遠な意識ではなく、「私」の意識と内的に密接に結びついていることが指摘されている。なぜなら、社会において個人的権利が確立されるのは、他者・社会がこれを承認・尊重するからであって、従って、個人的権利は他者・社会の存在によってはじめて成立するものであるからである。他方で、「公」の利益の尊重が社会において確立されるためには、個人的権利が確立されることが不可欠なのである。なぜなら、個人的権利が確立されないような社会、或いはこれを他者が承認・尊重しないような社会では、個人は自己の権利が他者によって支えられ維持されているということを意識することができないからである。それ故、近代においては、「公」と「私」の意識は内的に密接に結びついていなければならないのである。

そこで、以上のような近代法意識の本質に関する川島氏の指摘から、先の現代日本の「他者との関係性の希薄化」を意識させる現状をみるにつけて、法律学を学ぶ私達に何かできることはないだろうか。この点、私が第一に考えることは、現実の社会構造に対する認識である。ここから出発していきたいと考える。「他者との関係性の希薄化」の意識は、いかなる社会構造に拠るものであるのか。自己は他者をどのように把握し、関係性を構築していくべきなのか。本稿では、これを法と経済の原理的構造の考察の中から問い合わせみたい。

2 近代法における「私的所有権」・「契約」・「人格」の三つの基礎カテゴリーの関連について

川島武宜氏によれば、資本制社会においては、三つの法的基礎カテゴリーが存在するとしている。即ち「私的所有権」・「契約」・「人格」である。そして川島氏は、特に「私的所有権」をその基礎・起点としている⁽⁹⁾。では、そもそも市民社会とは何かについて一瞥を加えながら、資本制社会における法的論理構造を明らかにしていきたい。

(1) 近代法の歴史貫通的なあり方

川島氏は、所有権の現実的な問題は「つねにその歴史的形態をめぐって存在した」と述べ、さらに所有権とは「人と物との関係の側面において現われる人間と人間との関係である」と述べている。ここから何を考えられるだろうか。人が所有するためには、まず生産がなくてはならない。そして人が生産するためには、第一に、「自然」という物質的条件がなくてはならない。人間は、この自然に対して働きかけてのみその生命を再生産させることができる。第二に、しかし、人間にとて「自然」の存在だけではその生存を維持することはできない。人間は本質的に「孤立した存在」ではなく、「社会的・共同的な存在」である。従って、かかる意味で人間は何らかの形態で「他者と相互関係」を結びながら、「自然」に働きかけなければ生きていけないということができる。そして、このことは、人間が地球上に誕生した太古の昔から現代まで変わることのない生活過程だと言える。従って、所有と生産とは密接不可分であり、その基層にあるのは、人間が相互関係を結び、自然に働きかける過程であると言えるだろう。それ故に、また川島氏は、「法・権利をつくりだし、また法・権利の現実的事実そのものであるところの『社会関係』は、終局的においては、社会的個人相互の間の関係である」と述べていると考えられる。

ところで、マルクス／エンゲルスは『ドイツ・イデオロギー』(1845-1846) の中で、このような歴史貫通的な社会関係を「市民社会」と規定している。⁽¹³⁾ また平田清明氏は、マルクスの見失われた基礎範疇として「所有」「交通」「市民社会」を掘り起こしている。⁽¹⁴⁾ 従って、こう言えるであろう。人間は、本質的に社会的・共同的な存在であるから、他者と精神的・物質的な「相互交通」を結びながら、「自然」に対して働きかけ、自己の生命を維持している。そして、そのような社会関係が「所有」という形に結晶化され、人間の意識に觀念されるに至った。さらに、このような社会関係を「市民社会」と呼ぶことができる。それ故に、この市民社会は「歴史貫通的な市民社会」として規定することができる。⁽¹⁵⁾

この点篠原氏は、法も、歴史貫通的な市民社会の経済的諸関係、国家的諸関係に対応して、歴史貫通的に捉えられると考えている。即ち、人間の形成する社会的諸関係には、「市民社会的諸関係、国家的諸関係があるが、規範的な社会的諸関係もその中に含まれる」と述べている。⁽¹⁶⁾ そして、その規範的諸関係には、「習俗」「習律」「法」の三つの次元が存在していると考えている。⁽¹⁷⁾ ここからこの三つを歴史貫通的な法の規定・要素と捉えている。

（2）近代法における所有権の自由と契約の自由との関係について

では次に、私的所有権（近代的所有権）における本質、即ち、そこでの「人と人との関係」とはどのようなものなのか、そこから資本制社会の法的論理構造に迫っていきたい。

川島氏は、「近代的所有権においては、私的モメントと社会的モメントとの分離が徹底的となっており、そのことはまた同時に、私的性質の徹底と社会的関連の徹底とをもたらした」と述べている。これはどういうことなのだろうか。

周知のように、資本制社会の特徴は、あらゆる富の形態が商品化された社会である。商品交換それ自体は、資本制社会において固有のものではなく、それ以前の社会形態においても存在していた。では、そのような商品交換社会から資本制社会へ、どのように転成していくのだろうか。それは社会において、労働力商品が存在すること、従って、労働力商品と貨幣が交換されるということがその第一歩になると考えられる。ここが商品交換社会と資本制社会と異なるところである。資本制社会において、富は全て商品となって存在している。では、商品とは何か。商品とは、その有用性もさることながら、何よりもまず「交換」を前提に生産されたものである。交換されない商品は商品とは言わない。ではなぜ人は交換するのか。労働者にとって交換の動機は、それが有用であり、そうしなければ生きていくことができないという点にある。それは人間が、そのような特殊歴史的な社会・結合関係の中で生きているからである。食料を生産しない人は、市場に行って食べ物を買わなければ生きていけない。このことは商品生産というものが、すでに分業を

前提に展開していることを示している。換言すれば、人がこのような分業の網の目の体系に、有無を言わさず組み込まれていることを明かすものである。一方、資本家にとっての交換の動機は、剩余価値（儲け）の取得にある。資本家にとって、この剩余価値が取得できなければ、交換をする意味がなく、資本家としての存在意義はないであろう。そして、このような交換は、個人の「自由な意思」に基づいて行われている。このような商品交換の関係を、川島氏は「静的なメントたる商品」と「動的なメントたる交換⁽²⁰⁾（＝契約）」との分裂・対立とその統一の関係として捉えている。これはどういうことだろうか。

商品生産は「分業」を前提にしているのであるから、分業が発展すればするほど、交換もまた必然化していく。そして、分業と交換は、「私的所有」を前提とすることになる。逆に言えば、「私的所有」、それは同時に「私的労働」でもあるのだが、ここから分業と交換が派生していくことになるのである。従って、「私的所有」なる概念は、市民社会、とりわけ近代市民社会の基礎・基点になるものである。それ故に、出発点を商品にして考えれば、次のように言える。⁽²¹⁾

商品は、個人の「自由意思」の支配に服せば服すほど、換言すれば、経済外的強制の支配が少なくなればなるほど、その私的性質を徹底させていく。つまり、私的所有の徹底化であり、その完成が「所有権の自由」の法的保障制度である。他方で、商品の私的性質の徹底化、即ち、「所有権の自由」の徹底化は、同時に商品の社会的性質の徹底化を齎す。つまり、「契約の自由」の徹底化、その法的保障制度を必然化させる。こうして、商品交換関係は、商品から出発して、一方での「所有権の自由」徹底化と、他方での「契約の自由」の徹底化との分裂を齎すのである。しかし、この両者の分裂は、「統一的過程の分裂」として把握することができるのである。この点、篠原氏は次のように述べている。

「私的性質の徹底即ち自己の利益を最大限実現しようとすれば、その社会的性質を徹底即ち契約を最大限利用しなければならないし、契約を最大限自

己の利益のために用いようとすれば、商品となるべき労働生産物を最大限生産しなければならないという関係にある。だから従って、この私的性質も社会的性質も、実は、商品交換関係という統一的過程の分裂なのである」。⁽²²⁾

以上、ここまで論述から、資本制社会における法的論理構造を整理すれば、川島氏が述べるように、次のようになる。「第一に私的所有権（商品交換の静的基礎、権利の私的メントの定在 Dasein）、第二に、契約（商品交換の動的過程、権利の社会的メントの定在）、第三に、人格（相互に媒介しあっているところの私的所有権と契約との、且つその両者を統一し且つその基礎・起点たるところの、所有権の私的性質の・人間における定在）」。⁽²³⁾

3 近代法の基礎・土台として展開する市民社会（商品交換社会）の構造—所有権と契約の基層に展開するもの

以下では前述した資本制社会の法的論理構造を踏まえた上で、所有権と契約との基層に展開する市民社会（商品交換社会）の構造に迫っていきたい。そしてさらに、市民社会としてありながら、同時に資本制社会へと転成していく、その内在的論理構造をも明らかにしていきたい。そこで、以上の問題関心から、ここでは主としてマルクスの『経済学批判要綱』（1857～1858年）に拠っていきたい（Karl Marx,Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie (Berlin 1953)、高木幸二朗監訳『経済学批判要綱（I～V）』（大月書店、1958～1965年）。以下、本書からの引用は頻出のため、また紙幅の関係から、『要綱』と略して本文中に示す）。

マルクスが『要綱』「貨幣にかんする章」で論じていることの中で、本稿の問題関心から注目すべきは、貨幣とは何か、貨幣の必然性に関するものである。マルクスは、貨幣とは「本質的な生産関係」（『要綱』44頁）であると述べている。つまり、それは「生産＝および交通関係なのである」（平田清明『経済学と歴史認識』（岩波書店、1971年）113頁。以下、本書からの引用は頻出のため、また紙幅の関係から、『経済学と歴史認識』として本文中に示す）。貨幣が、生産および交通関係であるはどういうことか。それは、

市民的生産関係が、貨幣（商品）において自己を対象的に表現し実存していると同時に、市民的流通関係もそのような生産関係を反映して、商品と貨幣との社会関係として、結実しているということなのである（『経済学と歴史認識』112-113頁参照）。従って、貨幣の必然性を解明するためには、そのような市民的生産関係および流通関係の考察に向かわなければならない。さらに展開していく。

予め結論となるマルクスの命題を示しておきたい。それは、商品流通は商品生産を前提にするということである（『要綱 I』116頁、及び『経済学と歴史認識』122-123頁参照）。即ち、それは、「商品の生産とは本来、流通によって媒介された生産＝消費である、つまり再生産である、その前提がその帰結でもあり、その帰結がその前提でもあるような、過程＝循環」（『経済学と歴史認識』123頁）であるということの認識である。従って、マルクス『要綱』貨幣論の到達点とは、「生産が消費であること、そしてそのまえに流通が生産であり、生産が流通であることをこそ、理論的に究明した」（『経済学と歴史認識』123頁）ところにあるのである。マルクスの貨幣論とは、貨幣を生み出す必然性を解明するものである。そしてそれは、貨幣が商品生産および商品流通という社会的循環からいかに導き出されるのかということを解明することなのである。従って、この解明を平田氏の言葉で表せば、以下のようになる。「循環論としての貨幣論。それは、市民社会に固有な形態運動を理論的に総括するものであると同時に、市民社会の資本家社会への自己転回を、貨幣の資本への転化を、成就すべき跳躍点をなすものである」（『経済学と歴史認識』176頁）。以下、このことを明らかにしていきたい。循環論としての貨幣論に関してみていく。

（1）市民社会における商品流通と貨幣流通との関連について

ここで平田氏は、次の三つの点を指摘している（『経済学と歴史認識』181-191頁参照）。その一、二つの運動形態。その二、形態運動の内実。その三、流通過程分析を通じての価値形態の析出である。本稿の問題関心から注目したいのは、前二者である。

その一の、二つの運動形態では、商品交換社会としての市民社会の表層が、商品流通（W-G-G-W）および貨幣流通（G-W-W-G）という「循環」の世界としてあるということが明らかにされる（『経済学と歴史認識』181頁参照）。商品交換社会としての市民社会においては、このような二重の循環運動として、商品と貨幣の交換が不断に行われる。つまり、「私が買うために売るとすれば（W-G-G-W—引用者）、同様に私は売るために買うこともできるわけである（G-W-W-G—同上）」（『要綱 I』120頁）。そして、マルクスによれば、前者の場合、「貨幣は商品を受けとるための手段にすぎず、商品が目的である」のに対して、後者の場合、「商品は貨幣を受けとるための手段にすぎず、貨幣が目的である」（『要綱 I』120-121頁）と述べている。従って、前者（W-W）の帰結が、商品と商品とを交換することにあり、そのことに意味が存するのは、それが「質的に異なる欲望を満たす」（『要綱 I』121頁）ものであるからであり、反対に、後者（G-G）の帰結が、貨幣と貨幣とを交換することにあり、そのことに意味が存るのは、「買ったよりも高く売る」（『要綱 I』121頁）ことができるからなのである。つまり、より多くの貨幣の獲得にある。さらに前者においては、商品が消費されると「その最終的な使命をはたす」（『要綱 I』121頁）のに対して、後者においては、「貨幣の使命は、流通のうちにその車輪としてとどまり、永久運動としてその流通をたえずあらたに開始すること」（『要綱 I』121頁）にある。それ故に、マルクスにとって、後者の形態（G-W-W-G）が、「商業の成立する根拠をなし」、「流通の主要現象をなす」（『要綱 I』122頁）ものとして、主眼におかれことになるのである。しかしながら、平田氏は、さらに次のように述べている。「G-W-W-Gにおいて示されるこの転倒そのものが、じつは、価値生産によって特質づけられているのであり、この規定の直接的表現たる W-G-G-W の発展そのもののうちに、胚胎するものである」（『経済学と歴史認識』185頁）。これは一体どういうことであろうか。さらに運動の内実に迫っていきたい。

（2）市民社会における商品流通と貨幣流通の形態運動の内実について

平田氏は商品流通の運動の内実をこう表している。

「 $W_0-G-G-W_1$

$W_1-G-G-W_2$

$W_2-G-G-W_3$ 」（『経済学と歴史認識』186頁）

ここから示されるのは、商品流通といって、それ自体孤立してあるのではなく、諸種の商品流通の不斷の運動の中にあるということである。さらに、平田氏は、次のように示している。



（『経済学と歴史認識』187頁）。

ここで示されるのは、 W_0, W_1, W_2, W_3 と示されることによって、第一に、「私的労働の社会的編制たる分業の体系であること」（『経済学と歴史認識』186頁）が分かる。第二に、諸個人はそのような分業の体系によって生産された種々使用価値を持つ商品を取得するのであるから、それは「特殊な欲望の体系である」（『経済学と歴史認識』186頁）ことが分かる。第三に、この市民社会の形態運動（ $W-G-G-W$ ）が、生産＝消費を実現させることが分かる。つまり、この形態運動が、生産と消費の運動・過程である再生産過程を、媒介・実現させるものとして位置づけられるのである。

次に、このような「商品流通 $W-G-G-W$ の不斷の反復のなかで自立化し、 $G-W-W-G$ という範式に表示される」（『経済学と歴史認識』183頁）貨幣流通に関してみていくたい。

まず、ここでの貨幣は、「最後に完成した規定における貨幣」（『要綱 I』152頁）として位置づけられている。つまり、それはマルクスによる第一規定（尺度としての貨幣）および第二規定（流通手段としての貨幣）と、内的関連を有する統一としての第三規定として位置づけられている（『経済学と歴史認識』191-196頁参照）。従って、その第三規定とは、「一般的富の絶対

的定在」（『経済学と歴史認識』194頁）であり、「自己目的であることにおいて、価値尺度および流通手段の機能を内包する」（『経済学と歴史認識』194-195頁）ものとして位置づけられているのである。これが「最後に完成した規定における貨幣」ということの意味である。マルクスは、このような商品流通から自立化した「貨幣」について、それは「貨幣自身の解体をせまる矛盾として現れる」（『要綱 I』152頁）と述べている。これはどういうことだろうか。

この点、マルクスは、「流通からの貨幣の独立性は、ただ流通を顧慮してのみ、流通への依存としてのみ、存立する」（『要綱 I』153頁）と述べている。つまり、貨幣の自己実現とは、流通からの離脱であったのであるが、しかし、貨幣は再び流通に復帰しなければならないのである。これは何を意味するのか。それは貨幣の自己実現が、流通からの離脱ではなく（貨幣の蓄蔵など）、その不断の運動過程自身にあるということなのである（『経済学と歴史認識』198頁参照）。それ故、そのような「循環運動の過程」として、貨幣は流通から出していくとともに、また流通へと復帰することになるのである。

そこで、改めて「循環運動」とは何かと問えば、次のように言えるであろう（『経済学と歴史認識』201頁参照）。それは、「価値の姿態変換過程」であり、「商品形態または貨幣形態の不断の自己回帰の過程」である。従って、それは「流通の運動形態」である。そして同時に、この循環は、「富の商品形態または貨幣形態の不断の自己回帰の過程」であり、それ故に、「富の生産と消費の反復」である「再生産の過程」でもあるということである。そしてここにきて、前者の「流通の運動形態」は単なる現象形態であって、後者の「富の生産と消費の反復であるところの再生産過程」こそ、「真実の循環」（『経済学と歴史認識』201頁）として、その循環構造の本質が、マルクスによって明らかにされていくことになる。さらに言えば、この「真実の循環」過程に、貨幣流通から資本流通への規定が内在しているのである。それはどういうことなのか。さらに詳しく展開していきたい。

ここで注目したいのは、「流通の生産への還基」（『経済学と歴史認識』202

-204頁参照)である。それはここに循環の核心があるからである。マルクスは、次のように述べている。「流通過程は同じく交換価値の生産の過程として現れなければならない」(『要綱Ⅰ』154頁)。そして、平田氏が述べるように、「商品生産者に還基した貨幣所持者の所有する社会的支配力が、他人労働をおのれのうちに包摶するとき、貨幣の資本への転化が眞実化する」(『経済学と歴史認識』204頁)のである。つまり、ここでは、「労働力商品」をその循環に組み込むことが重要になっている。そこで、今度は、「貨幣の資本への転化」、「市民社会の資本家社会への不断の転成過程」の構造について考察していきたい。

4 近代法の構造と「労働と所有の分離」の再生産構造との関連について

(1) 市民法と資本制社会との関連について

平田氏は、マルクスの社会概念として存在していたものは、「市民社会」⁽²⁴⁾と「資本家社会」であると述べている。また、「市民社会の資本家社会への不断の転成の過程として、現実の市民社会は存在するのであり、同じく、そのようなものとして現実の資本家社会が存在する」と述べている。では一体、「市民」社会、「資本家」社会とは、それぞれどのような人と人との結合関係の社会であるのか。この市民社会は、経済的には自由・平等な主体者同士の等価交換を原理とした、商品—貨幣関係からなる社会である。そしてこうした経済構造を反映して、法的には「自由・平等な同市民的関係」からなる社会としても存在する。他方、資本制社会は、経済的には資本—賃労働関係からなる社会である。つまり、そこでは資本家は生産手段の所有者として現れ、労働者は生産手段の非所有者として現れる。従って、そこでは「階級的関係(支配—従属関係)」が形成され、さらにこの関係が不斷に再生産され続ける社会である。それ故、現実の資本制社会にあっては、自由・平等・等価交換を原理とする市民法の原理が貫徹しなくなってしまうのである。つまり、「自由・平等な同市民的関係」が実在性を欠いたものとなってしまう

のである。さらに重要なことは、現実にある資本制社会（階級的な垂直の関係）は、この市民社会（同市民的な水平の関係）を組み込んだ形で存在しているということである。⁽²⁶⁾ この不断の再生産の運動過程を平田氏は、「市民社会の資本家社会への不斷の転成の過程として、現実の市民社会は存在するのであり、同じく、そのようなものとして現実の資本家社会が存在する」と表現しているのである。そこで、このような市民社会の商品—貨幣関係の論理（横の関係）と資本制社会である、資本—賃労働関係の論理（縦の関係）をバラバラにではなく接合させる論理が、「領有法則の転回の論理」（『経済学批判要綱』（1857-58））⁽²⁷⁾ というものである。では一体なぜ、自由・平等・等価交換を原理・原則とする同市民的な関係の市民社会が、支配一従属の資本制社会に転回してしまうのだろうか。

『要綱』資本章の論述の展開からみて、基本的な柱は二つある。それは剩余価値論と資本蓄積論である。前者は資本—賃労働関係を前提にして、どのようにして剩余価値の生産がなされるのかということが問題なのに対して、後者はそのような剩余価値の生産を行うそもそもその前提である資本—賃労働関係が、いかにして再生産されてくるのかということが問題になる。⁽²⁸⁾ 市民法との関連でそれぞれみていこう。

（i）市民法と剩余価値論の転回との関連について

マルクスによれば、剩余価値生産の前提是こうである。「一方には資本があり、他方には労働があり、両者は相互にたいして無縁（fremd）だということである」（『要綱II』188頁）。つまり、労働と所有の分離が前提されているのである。従って、生きて生活するためには、労働者は資本家と、資本家は労働者と交換関係に入らざるを得ないのである。即ち、第一に、労働者は自己の労働力商品の使用価値を資本家に譲渡し、そして一定額の貨幣（自己の労働力の再生産に必要な額の貨幣）を受け取る。第二に、資本家は労働者の生きた労働を、即ち「資本を維持し倍加させ、そしてそれとともに資本の生産力、資本を再生産する力、資本自体に属する力となるところの、生産力を交換で手に入れる」（『要綱II』196頁）。そして当然ながら、労働者と資本

家とのこの交換（契約）は、市民社会の原理・原則である、「自由・平等な法的人格」を有する者同士で行われ、またそれは市民的な交換関係であり、「等価交換」で行われる。しかしながら、マルクスによれば、第一の交換と第二のそれとでは、両者の交換は「形式的ばかりでなく質的に異なる」（『要綱II』196頁）ものと考えている。これはどういうことか。

それは労働力商品が、他の商品と違って特殊な商品であることによるものである。つまり、労働者は自己の労働力商品の使用価値を譲渡し、それに対して一定額の貨幣を受け取るわけであるが、労働者はその受け取った貨幣額以上の価値を生産するためである。換言すれば、労働者は自己の労働力を再生産させるために必要な労働時間以上の剩余労働を行うためである。そして、その剩余労働に対する対価は、資本家から支払われることがないからである。なぜ支払われないのか。それは労働者と資本家との間に絶対的に対立し矛盾した関係があり、従って、これを反映した権利関係があるからである。労働者側は、資本家から受け取った貨幣額だけ、つまり自己の労働力商品の再生産に必要な労働だけ行えば足りる。一方、資本家側は、労働者から買い取った生きた労働を自由に処分する権限をもっている。そして、その権限に基づいて労働させ、剩余価値を生産させる。つまり、資本家にとって、労働者に剩余労働時間を強制させることは必然のことなのである。なぜなら、資本家は「1) 資本の不変部分。2) 労賃、または生きた労働力を再生産するために必要な対象化された労働時間。したがって彼らは剩余価値以外のものを自分たちのあいだで分けあうことはできない」（『要綱II』353頁）からである。ところで、この絶対的矛盾、要するに、労働者にとっての必要労働以外行わない権利と、資本家にとっての生きた労働の自由な処分権との対立と矛盾、この矛盾は、従って、常に労働者と資本家との「力関係」に左右されることになる。⁽³⁰⁾

このような矛盾の対抗関係の中で剩余価値は生産されることになる。従って、ここまで来て、マルクスが、第一の交換と第二の交換が「形式的ばかりでなく質的に異なる」と述べていた意味を理解することができる。つまり、

第二の資本家の側の交換は、形式的には自由・平等な市民法原理に基づく等価交換ではあるが、もはや交換とは言い難い「人を欺く仮象」（『要綱III』400頁）であることが判明するのである。

以上のように、はじめの前提であった市民社会の原理・原則、市民法原理である自由・平等で同市民的な関係が、その反対物に転化してしまうことが明らかになった。しかし、マルクスが明らかにしようとしたことはそれだけに留まらない。資本蓄積論の転回に移る。

（ii）市民法と資本蓄積論の転回との関連について

マルクスが、以上の剩余価値生産を前提にして、資本蓄積論でさらに論証しようとするものは二つあると思われる。第一に、このような剩余価値生産によって、資本家が得た「他人労働の過去の領有が、いまや他人の労働の新たな領有のための単純な条件として現れる」（『要綱II』392頁）ということである。第二に、このことが何よりも重要なことであるが、それは山田銳夫氏も指摘しているように、この剩余価値生産の「背後に伏在している根源的関係（中略）『⁽³¹⁾労働と所有の分離』」である。

第一のことについてみていく。資本家は、最初に貨幣（G）を持ち、これと交換した不变資本（労働材料・用具）と可変資本（労働力能）で、商品を生産し、もって剩余価値（G'）を取得する。そしてさらに資本家は、その貨幣（G'）を使って同様に新たに生産過程に入り、商品を生産し、剩余価値（g'）を生産する。まさにこのことが問題なのである。マルクスは次のように述べている。

「剩余資本II（g'を生産する過程—引用者）は剩余資本I（最初に資本家が〔G〕を持って生産し剩余価値〔G'〕を生産する過程—引用者）とはちがった前提をもっている。剩余資本Iの前提是、資本家に所属し、彼によって流通に、より正確には生きた労働力能との交換に、投げこまれた価値であった。剩余資本IIの前提是、剩余資本Iの存在以外のなにものでもない。すなわち別のことばで言えば、資本家がすでに他人の労働を交換なしに領有しているという前提である」（『要綱II』392頁）。

「彼（資本家—引用者）がこうして交換したもの（G'—引用者）はもともと彼が自分の元本から流通にもたらした価値ではなくて、彼がなんらの等価物もなしにわがものとした対象化された他人の労働である。そしてその他人の対象化された労働を、資本家はいまやふたたび他人の生きた労働と交換する。（中略）他人労働の過去の領有が、いまや他人の労働の新たな領有のための単純な条件として現れる」（『要綱II』392頁）。

このように、マルクスの記述で明らかになったと思われるが、剩余資本IIの過程はもはや交換と呼ぶことさえ不可能なものとなっている。それはまさに、山田氏も述べるように、資本家による「『他人労働にもとづく他人労働の（継続的）無償領有』、『他人労働にもとづく他人労働への（継続的）支配権』」の領有なのである。⁽³²⁾

第二のことに関してみていく。そもそも資本家が剩余価値生産を行えたのは、そのための前提条件が予め備わっていたからである。その前提条件とは、労働と所有が分離していたことである。つまり、もともとこの労働と所有との分離という事態は、資本家にとっては外的なもの、極端に言えば、偶然の条件であった。しかし、今はそうではない。資本の運動によって、この分離は再生産されるのである（『要綱II』385-386頁参照）。

マルクスが、「資本とは明らかに関係であり、しかもひとつの生産関係でしかありえない」（『要綱III』449-450頁）と述べているように、何より資本は「関係性」として把握されなければならない。従って、山田氏も指摘するように、重要なことは次のことであろう。「資本がたんに物質的に他人労働の生産物であるのみでなく、それが労働との関係においても、つまり資本—賃労働関係（労働と所有との分離）においても、労働の生産物として指定される」ということである。今や、資本—賃労働の「関係」（労働と所有との分離）は再生産される。⁽³³⁾

前提是、一方には生産手段の非所有者と、他方には生産手段の所有者とが存在することであった。一度、両者がこのような資本—賃労働関係に入ると、こうした人と人との関係は再生産されるのである。一方で労働者が交換

によって受け取った貨幣は、自己の労働力を再生産するために必要な額しかない。つまり、自己が生きていくために最低限必要な額しか受け取っていない。そして当然、労働者は、その貨幣を使用して、生きていくために生活手段（商品）を、資本家の手の中から取り戻し、それを消費して自己再生産を果たす。しかし、この生活手段は消費してしまって、今や労働者の手元に残る資本は、自己の「労働力」しかない。それ故、労働者は再び生きていくために、資本家のもとに自己の労働力を売りに出向かなければならない。他方、資本家はいったん、自己の貨幣を労働力商品を購入するために手放す。しかし、その手放した貨幣は、生産過程で生産した生産物を、労働者に売ることによって取り戻す。しかも、以前より増殖した貨幣を手に入れるのである。こうして、はじめの前提であった生産手段の非所有者と所有者という関係が再生産されることになる。⁽³⁴⁾

このようにして、剩余価値生産論及び資本蓄積論において、市民社会の原理であった自由・平等に基づく市民的な交換関係が転回し、資本一賃労働関係（労働と所有の分離）であるところの支配—従属関係に不斷に転回していくことになるのである。ここで分かることは、マルクスが、眼前の資本主義的市民社会において現実化されている労働と所有の分離（資本一賃労働関係）という事態を「不法」なものであると認識していると同時に、そのような資本一賃労働関係（労働と所有の分離）が「再生産」されていると認識していることである。つまりここでは、不法な人と人との関係が再生産されているのである。次に、資本の法的構造について考察していきたい。

（2）近代法における資本の法的保護構造について—川島武宜『所有権法の理論』に即して

川島氏は、「資本の法的構造は、『契約を媒介として運動するところの私的所有権』として把握せられ得る」（川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949年）324頁。以下、本書からの引用は頻出のため、また紙幅の関係から、『所有権法の理論』として本文中に示す）と述べている。そしてさらに、「資本としての所有権の特質は、第一に、その私的性質と、第二に、所有権が、

契約を媒介とする運動と結びついているということ、との二つにある」(『所有権法の理論』234-235頁)と述べている。では、この二つの性質の内的関連はどうなっているのか。そこで、資本としての所有権の第一の性質である「私的性質」に関してみていく。

川島氏によれば、この私的性質は次の二点において現われると考えている。即ち、資本の流通過程において、資本の私的性質は「商品所有権・交換価値所有権」(『所有権法の理論』326頁)として現われ、他方、資本の生産過程において、資本の私的性質は「階級性」(『所有権法の理論』351頁)にあると述べている。前者の意味は理解し易いが、後者の意味とは何であろうか。

この点、川島氏は「資本制的『生産』の諸関係こそ私的所有権に特殊=資本制的な具体的な諸属性を刻印づける」(『所有権法の理論』327頁)と述べている。ではその「資本制的『生産』の諸関係」とは何か。それは資本一賃労働関係である。従って、その関係は、生産手段の私的所有者と非所有者との関係である。そこからまた、生産の結果たる「生産物(商品)」の私的所有者は、生産手段の所有者の側にあることになる。従って、自己の労働力商品しか資本のない賃労働者は、生きていくために、「自己の労働を資本所有者の処分と支配とに委ねることを経済的に強制される」(『所有権法の理論』329頁)のであり、だからまた、「生産手段としての所有権の自由は、強制と支配とを含んでいる」(『所有権法の理論』329頁)のである。それ故、川島氏は、以上の理由から、資本の私的性質としての「階級性」を指摘していた。ここでさらに、次のことを付け加えられるであろう。それは、前述したマルクス『経済学批判要綱』における「領有法則の転回の論理」の分析から、資本一賃労働関係が帰結するもの、従って、生産手段所有権の私的性質の結果から帰結するもの、即ち、「『他人労働にもとづく他人労働の(継続的)無償領有』、『他人労働にもとづく他人労働への(継続的)支配権』」⁽³⁵⁾の領有という事態である。生産手段所有権の私的性質は、「社会的な規模での生産手段の私的所有(資本制生産の起点)」と「その必然的発展として

の・社会的生産およびその私的管理領有（資本制生産の過程そのもの、およびその結果）」（『所有権法の理論』328頁）であるが、川島氏によれば、これは生産の社会的性質と次の二点において矛盾すると指摘している（『所有権法の理論』330頁、参照）。「第一に、個別資本の生産の手段の側面においては、協業的生産の社会性と。第二に、流通の側面においては、社会総資本の再生産の社会性と」（『所有権法の理論』330頁）。そこでこの矛盾は、次のような形で「資本制的に社会的生産」を現実化し解決される。資本としての所有権の第二の特質がここで介在することになる。

即ち、「生産の社会的性質に矛盾するところの所有権の私的性質は、この矛盾を解決するために一の社会的過程としての労働『契約』を必然的に産出し、これを媒介として社会的な生産を現実化する」（『所有権法の理論』328頁）のである。そしてまた、このように資本制的に行われる社会的生産は、それが「私的に行われることによって再びその矛盾を再生産する」（『所有権法の理論』328頁）ことになるのである。従って、川島氏は『所有権法の理論』においてこう結論づけている。「資本制経済の中にある限り、生産手段の私的所有と生産物の私的領有とを、すなわち所有権の私的性質を廃棄しない。だから、『契約をとおして運動する私的所有権』という資本の法的構造の中には、資本と資本制経済の内在的矛盾、その全発展とその全形態（信用、会社、独占資本、金融資本—引用者）とが、含まれている」（『所有権法の理論』331頁）。

5 結びに

以上のように、現実の資本制社会においては、自由・平等に基づく市民的な交換関係が転成し、資本一賃労働関係（労働と所有の分離）であるところの支配―従属関係を不斷に再生産していく構造が明らかになった。同時にまた法的次元でも、誰もが自由・平等な主体者として存在し、お互いに交換関係をもつ市民的な自由を法的に保障するはずの市民法原理が、結果的には、現実社会での不自由・不平等な資本一賃労働関係を法的に保障し、さらにま

たその関係の再生産構造をも法的保障することが明らかになった。では市民法原理はどこまでも理念的なものに留まり、これを現実社会に貫徹させていくような原理たり得ないのだろうか。私はそうは考えない。なぜなら、市民法的形式のもとでしか資本—賃労働関係が再生産されないと矛盾が、その「不法」への抵抗を不斷に生み出すからである。従って、最も重要なのは、「不法」を「不法」として認識し自覚することであると考える。つまりそれは、社会の構造把握であり社会認識であるであろう。そして、私はここに「主体性の意識」の『端諸』があると考える。そしてその「主体性の意識」への『端諸』は、法律学を学ぶ者にとって欠くことのできないものではないだろうか。最後に、花崎皋平氏の次の言葉を引用し、本稿の結びとしたい。

「社会科学の思想化とは、思想がその直接の動機へのとらわれを断ち切って、いったん客観的世界の認識へと旅立つことであった。そうすることによって、思想は分析という方法と觀点を身につける。そのことをつうじて、自分に対して距離を置いてみる現実感覚が育ってくる。しかし同時に、自分の内面の温室で育ってきた思想のユートピア的な花が、野心のうずまく現実世界の冷たい風に吹かれて散らされ、失意と挫折が思想する主体をおそう。そこからあらためて立ち上がるとき、その主体は他者との関係のリアリティを生きはじめる。そして、他者を以前よりも現実的に理解し、他者との対話と交渉のなかで自分を実現するすべをおぼえるだろう。素朴さを脱して、したたかさと成熟した判断とが表裏一体となった社会的人間としての個性を帶び(36)はじめるだろう」。

- (1) 東大社研・玄田有史・宇野重規〔編〕『希望学〔1〕希望学を語る　社会科学の新たな地平へ』(東京大学出版会、2009年) i 頁参照。
- (2) 東大社研[編]・前掲書、玄田有史「データが語る日本の希望 可能性、関係性、物語性」『希望学〔1〕希望学を語る　社会科学の新たな地平へ』所収、140-148 頁及び169-170頁参照。
- (3) 東大社研 [編]・前掲書143頁。

- (4) 川島武宜『近代社会と法』(岩波書店、1959年) 58頁以下参照。
- (5) 川島・前掲書58–59頁。
- (6) 川島・前掲書78頁、79頁。
- (7) 川島・前掲書80–81頁。
- (8) 川島・前掲書81頁。
- (9) 我妻栄氏は、資本制社会において所有権の最も重要な作用を次のように述べている。「所有権はその作用において物に対する支配ではなく、人に対する支配である。然るに、所有権が資本として作用し、他人を支配せんがためには、各種の債権契約と結合しなければならない」。我妻栄『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣、1953) 9頁。また民法・財産法に関して、内田貴『民法 I 第4版 総則・物権総論』(東京大学出版会、2008)、『民法 II 第2版 債権各論』(東京大学出版会、2007)、『民法 III 第3版 債権総論・担保物権』(東京大学出版会、2005) 参照。
- (10) 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店、1949年) 5頁。
- (11) 川島・前掲書『所有権法の理論』6頁。
- (12) 川島・前掲書『所有権法の理論』9頁。
- (13) 「従来のどの歴史的諸段階にも常に現前した生産諸力によって条件づけられつつ、かつまた同時に生産諸力を条件づける交通形態、それが市民社会である。(略)この市民社会こそが全歴史の眞の汽罐室であり舞台である」マルクス／エンゲルス 廣松涉訳『新編輯版・ドイツイデオロギー』(岩波文庫、2002年) 74頁。また86–87頁も参照。
- (14) 平田清明『市民社会と社会主義』(岩波書店、1969年) 参照。
- (15) 内田義彦『資本論の世界』(岩波新書、1966年) 48–49頁参照。また森田桐朗・望月清司『講座マルクス経済学1 社会認識と歴史理論』(日本評論社、1974年) 224頁参照。
- (16) 篠原敏雄「沼田稻次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市民法学の視座から」横井芳弘・篠原敏雄・辻昌昭編著『市民社会の変容と労働法』(信山社、2005年) 11頁。また篠原敏雄『市民法学の可能性—自由の実現とヘーゲル、マルクス—』(勁草書房、2003年) 参照。篠原氏は、法を国家・市民社会との関連で論じている。
- (17) 篠原敏雄「沼田稻次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市民法学の視座から」横井芳弘・篠原敏雄・辻昌昭編著『市民社会の変容と労働法』(信山社、2005年) 10–11頁参照。
- (18) 川島・前掲書『所有権法の理論』23頁。
- (19) 篠原敏雄『市民法学の可能性—自由の実現とヘーゲル、マルクス—』(勁草書房、2003年) 64頁参照。

- (20) 川島・前掲書『所有権法の理論』25頁参照。
- (21) 以下の叙述について、川島『所有権法の理論』23–26頁参照、及び川村泰啓『商品交換法の体系（上）』（勁草書房、1967年）32–33頁参照。
- (22) 篠原敏雄『市民法学の基礎理論—理論法学の軌跡—』（勁草書房、1995）278頁。
- (23) 川島・前掲書『所有権法の理論』26頁。
- (24) 平田・前掲書51頁参照。
- (25) 平田・前掲書52頁。
- (26) 佐藤慶幸氏は、「資本主義市場経済は、内部に〈市民社会〉を組み入れることなしには存続できない」と述べている。佐藤慶幸『アソシエーティブ・デモクラシー—自由と連帯の統合へ』（有斐閣、2007年）8頁。
- (27) 山田鋭夫「マルクスにおける領有法則の転回の論理」『思想』（1971–6）。
- (28) 篠原・前掲書『市民法学の可能性』62頁参照。
- (29) 内田・前掲書170頁参照。
- (30) マルクスは次のように述べている。「資本家は労働日をできるだけ延長し、できれば一労働日を二労働日にしようとし、そのさい買い手としての権利を主張する。他面、売られた商品（労働力商品—引用者）の特殊な性質には、買い手がそれを消費するさいの限界がありこまれている。そして労働者は労働日を一定の標準値に制限しようとし、そのさい売り手としての権利を主張する。つまりここには権利の二律背反が生じており、しかも双方の権利は同じように商品交換の法則によって太鼓判を押されている。同じ権利同士のあいだでは力が事を決する」（カール・マルクス 今村仁司・三島憲一・鈴木直訳『マルクス・コレクションIV 資本論第一巻②』（筑摩書房、2005年）343頁）。
- (31) 山田鋭夫「領有法則の転回」山田鋭夫・森田桐朗編著『講座マルクス経済学6 コメンタール「経済学批判要綱」（上）』（日本評論社、1974年）262頁。
- (32) 山田・前掲書270頁。
- (33) 山田・前掲書263頁。
- (34) 内田・前掲書180–184頁参照。
- (35) 山田・前掲書270頁。
- (36) 花崎皋平『生きる場の哲学』（岩波新書、1981年）98頁。

参考文献

- 内田貴『民法I 第4版 総則・物権総論』（東京大学出版会、2008）
- 内田貴『民法II 第2版 債権各論』（東京大学出版会、2007）
- 内田貴『民法III 第3版 債権総論・担保物権』（東京大学出版会、2005）
- 内田義彦『資本論の世界』（岩波新書、1966）

- Karl Marx,Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie (Berlin 1953)、
高木幸二朗監訳『経済学批判要綱（I～V）』(大月書店、1958～1965年)
カール・マルクス 今村仁司・三島憲一・鈴木直訳『マルクス・コレクションIV
　資本論第一巻①⑤』(筑摩書房、2005)
マルクス／エンゲルス 廣松涉編訳・小林昌人補訳『新編輯版・ドイツイデオロギー』(岩波文庫、2002)
川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店、1949)
川島武宜『近代社会と法』(岩波書店、1959)
川村泰啓『商品交換法の体系（上）』(勁草書房、1967)
小林正士「市民法学の論理とヘーゲル『法の哲学』」『國立館法研論集』第10号
(2009)
佐藤慶幸『アソシエーティブ・デモクラシー—自由と連帯の統合へ』(有斐閣、2007)
『思想』(1971-6) 所収、山田銳夫「マルクスにおける領有法則の転回の論理」
篠原敏雄『市民法の基礎構造—法・国家・市民社会—』(論創社、1986)
篠原敏雄『市民法学の基礎理論—理論法学の軌跡—』(勁草書房、1995)
篠原敏雄「ヘーゲル法哲学・市民社会・市民法学」清水誠先生古稀記念論集『市民
　法学の課題と展望』(日本評論社、2000)
篠原 敏雄『市民法学の可能性—自由の実現とヘーゲル、マルクス—』(勁草書房、
2003)
篠原 敏雄「沼田稻次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市
　民法学の視座から」(横井芳弘・篠原敏雄・辻村昌昭編著『市民社会の変容と労働
　法』(信山社、2005)
篠原敏雄「市民法学の法哲学的基礎—市民社会論と自由の実現—」(原島重義先生傘
　寿記念論文集『市民法学の歴史的・思想的展開』(信山社、2006)
清水誠/篠原敏雄「市民法学・市民法論の現在」『法律時報』79巻通巻990号 (2007)
篠原敏雄「市民法学における『市民』をどう捉えるか—『マルクス主義市民法学』
　でもなく『近代主義市民法学』でもなく—』『法学新報』115巻9・10号 (2009)
篠原敏雄「市民法学における『市民』と『市民社会』の基礎法的の考察—ルソー、
　カント、ヘーゲルの思想との関連で—』『社会科学研究』(東京大学社会科学研究
　所紀要) 60巻5・6号 (2009)
東大社研・玄田有史・宇野重規〔編〕『希望学〔1〕希望学を語る　社会科学の新た
　な地平へ』(東京大学出版会、2009)
花崎皋平『生きる場の哲学』(岩波新書、1981)
平田清明『市民社会と社会主義』(岩波書店、1969)
平田清明『経済学と歴史認識』(岩波書店、1971)
望月清司『マルクス歴史理論』(岩波書店、1973)

森田桐朗・望月清司『講座マルクス経済学1 社会認識と歴史理論』(日本評論社、1974)

山田銳夫・森田桐朗編著『講座マルクス経済学6 コメンタール「経済学批判要綱」(上)』(日本評論社、1974)

山田銳夫・森田桐朗編著『講座マルクス経済学7 コメンタール「経済学批判要綱」(下)』(日本評論社、1974)

我妻栄『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣、1953)